

令和2年9月8日
学 長 裁 定

「大規模自然災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則」に基づく特例の適用について

「大規模自然災害に伴う学生の休学等に関する神戸大学教学規則等の特例を定める規則」（以下「規則」という。）第1条により、令和2年5月15日から7月31日までの間の豪雨による災害（※令和2年7月豪雨など梅雨前線等による一連の災害）を「大規模自然災害として学長が認めた災害」（以下「大規模自然災害」という。）とし、下記のとおり特例を適用するものとする。

なお、大規模自然災害の対象地域は、災害救助法が適用されている地域とする。

記

1. 規則第3条第1項により、被災した入学志願者が、災害を理由として検定料の免除を希望する場合は、本人の願い出等により検定料を免除するものとする。
2. 規則第5条第1項により、被災した学生が、災害を理由として休学を希望する場合は、本人の願い出等により1年間を限度として休学を許可し、教学規則第44条第1項及び第77条で定める休学期間には含めないものとする。
3. 規則第5条第4項により、学生が大規模自然災害に関連するボランティア活動を理由として休学を希望する場合は、本人の願い出等により1年間を限度として休学を許可し、教学規則第44条第1項及び第77条で定める休学期間には含めないものとする。

〈 参 考 〉

令和2年7月3日からの大雨による災害にかかる災害救助法の適用地域

(令和2年8月31日現在)

【山形県】 13市16町2村 (法適用日 7月28日)

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、
天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、
西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、
北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、
東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、
西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町

【長野県】 4市4町6村 (法適用日 7月8日)

松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、
下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曾郡上松町、
木曾郡南木曾町、木曾郡王滝村、木曾郡大桑村、木曾郡木曾町

【岐阜県】 6市 (法適用日 7月8日)

高山市、中津川市、恵那市、飛驒市、郡上市、下呂市

【島根県】 1市 (法適用日 7月13日)

江津市

【福岡県】 4市 (法適用日 7月6日)

大牟田市、八女市、みやま市、久留米市

【佐賀県】 1市 (法適用日 7月6日)

鹿島市

【熊本県】 9市12町5村 (法適用日 7月4日及び7月6日)

八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、
球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、
球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町、荒尾市、
玉名市、山鹿市、菊池市、玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、
玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町

【大分県】 2市2町 (法適用日 7月6日)

日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町

【鹿児島県】 9市2町 (法適用日 7月4日)

阿久根市、出水市、伊佐市、出水郡長島町、鹿屋市、曾於市、志布志市、垂水市、
薩摩川内市、いちき串木野市、曾於郡大崎町